

ID: 160

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	移送費の支給
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第54条の4第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第54条の4の規定による。 (移送費) 第54条の4 保険者は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。 2 前項の移送費は、厚生労働省令の定めるところにより保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。 省令第27条の10及び第27条の11の規定による。 (移送費の支給要件) 第27条の10 保険者は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。 (1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であつたこと。 (3) 緊急その他やむを得なかつたこと。 (移送費の支給申請) 第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を保険者に提出しなければならない。 (1) 移送を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日 (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日 (4) 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所 (5) 移送に要した費用の額 (6) 被保険者証の記号番号 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第5号の事実を証する書類を添付しなければならない。 (1) 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由) (2) 移送経路、移送方法及び移送年月日 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(平成6.9.9保険発第114号)参照	
標準処理期間	90日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日